

報告第 15 号

専決処分の報告について（道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 8 月 27 日報告

鯖江市長 佐々木 勝 久

専決第9号

専 決 処 分 書

道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月15日

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | |
|---------------------|---|
| 1 損害賠償および
和解の相手方 | 福井市在住の個人 |
| 2 事故発生日時 | 令和7年6月28日 午後4時00分頃 |
| 3 事故発生場所 | 鯖江市柳町2丁目6番20号 地先 付近 |
| 4 事故の概要 | 相手方が市道・柳町9号線を徒歩で南方向に移動していたところ、道路の穴が原因で転倒し負傷した事故 |
| 5 損害賠償額 | 10,188円 |
| 6 和解の内容 | 本事故については、市の支払う損害賠償額を5のとおりとし、
両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または
訴訟等を行わない。 |

理 由

本事故において身体損害を与えたので、損害賠償および和解をする。